

平成20年3月19日告示第24号  
平成21年3月25日告示第8号  
平成23年4月1日告示第23号  
平成25年11月22日告示第53号  
平成26年3月28日告示第13号  
平成29年3月31日告示第25号  
平成31年3月29日告示第23号  
令和2年3月31日告示第40号  
令和5年9月27日告示第99号

多可町低入札価格調査制度取扱規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により、建設工事の入札に適用する低入札価格調査制度の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

**第2条** 低入札価格調査制度の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が1億円以上の入札に付する工事とする。

(低入札価格調査基準価格及び調査基準最低価格の設定)

**第3条** 対象工事に係る低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2 工事等の性質上前項の規定により難しい場合の調査基準価格は、予定価格（消費税および地方消費税を含む。以下この項及び第4項において同じ。）に100分の75を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額の範囲内で適宜に定めることができる。

3 調査基準最低価格は、これ以下の価格をもって、契約内容に適合した建設工事が行えないと判断する金額で、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

4 町長が特に認める場合の調査基準最低価格は、予定価格に100分の65を乗じて得た額から予定価格に100分の75を乗じて得た額までの範囲内で適宜に定めることができる。

5 調査基準価格及び調査基準最低価格は、予定価格を記載した書面の所定の欄にこれを記載するものとする。

(落札者の決定の保留)

**第4条** 契約担当者は、入札の結果、調査基準価格を下回り、調査基準最低価格以上の範囲の価格（以下「調査基準内価格」という。）による入札を行った者がある場合は、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定する旨を入札者に告げた上で入札を終了する。

2 調査基準最低価格を下回る入札を行った者がある場合は、当該入札者を次条の規定による調査の対象及び落札者とししないものとする。

(調査の実施)

**第5条** 契約担当者は、事業担当者とともに前条の規定により落札者の決定を保留した場合は、調査基準内価格のうち最低の入札価格について、対象工事の契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、最低の価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）から直ちに次に掲げる資料を提出させ、事情を聴取する。

- (1) 入札額決定理由書（様式第2号）
- (2) 工事費内訳書（様式第3号）
- (3) 対象工事付近の手持工事の状況（様式第4号）
- (4) 対象工事に関連する手持工事の状況（様式第5号）
- (5) 契約対象工事箇所と事業所、倉庫等との関連（様式第6号）
- (6) 手持資材一覧表（様式第7号）
- (7) 資材購入先一覧表（様式第8号）
- (8) 手持機械一覧表（様式第9号）
- (9) 就労者使用計画（様式第10号）
- (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式第11号）
- (11) 前各号に定めるほか、契約担当者が必要と認める事項

ア 下請予定先一覧表（様式第12号）

イ 施行管理、安全管理、品質管理及び下請への支払について（様式第13号）

2 契約担当者は、事業担当者とともに関係機関への照会等の調査を行い、次の資料を作成する。

- (1) 調査結果及び意見書（様式第14号）
- (2) 工事費積算比較表（様式第15号）
- (3) 経営内容等の調査（様式第16号）

(調査結果の取扱い)

**第6条** 契約担当者は、事業担当者とともに調査終了後、落札決定の適否を判断の上、直ちに前条の調査資料（様式第14号から様式第16号まで）を多可町入札審査会（以下「審査会」という。）に提出し、落札決定の適否について意見を求める。

2 審査会は、調査資料を受理後、直ちに審議し、審査会の意見を付して契約担当者に通知する。

(審査会)

**第7条** 審査会は、契約担当者から提出された資料に基づき、最低の入札価格について対象工事の契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審議する。

2 審査会の組織及び運営方法は、多可町入札参加者審査会に準じる。

(落札者の決定)

**第8条** 契約担当者は、審査会から落札者として適切である旨の通知があった場合は、最低価格入札者を落札者とする。なお、審査会から落札者として不適切である旨の通知があった場合は、最低入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低価格入札者の価格に次ぐ価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。この場合において、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回った入札であるときは、前2条の手続を行う。

(落札者の決定通知)

**第9条** 契約担当者は、前条により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者に落札者として決定した旨を通知するとともに、他の入札者に対してその結果を通知する。この場合において、次順位者を落札者として決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としていない理由を付して通知するとともに、他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の八千代町低入札価格調査制度取扱規程（平成14年八千代町訓令第9号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成20年3月19日告示第24号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月25日告示第8号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年4月1日告示第23号）

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年11月22日告示第53号）

この告示は、平成25年12月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月28日告示第13号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年3月31日告示第25号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月29日告示第23号）

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和2年3月31日告示第40号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年9月27日告示第99号）

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

(低入札価格調査対象) 予 定 価 格 調 書	
工 事 番 号	
工 事 場 所	
工 事 名 称	
工 種	
設 計 金 額 (消費税込み)	¥
工 事 価 格 (消費税抜き)	¥
予 定 価 格 A	¥
入札書比較予定価格 ( $A \times 100 / 108$ )	¥
(調査基準価格) 最低価格 B	¥
(入札書比較調査基準価格) 入札書比較最低価格 ( $B \times 100 / 108$ )	¥
摘 要	

様式第2号 (第5条関係)

入札額決定理由書

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 入 札 金 額      ₤ \_\_\_\_\_

4 入札額決定理由

当該価格で入札した理由を、労務費、手持工事の状況、当該工事現場との事務所・倉庫との関係、手持資材の状況、手持機械の状況、下請会社等の協力面等から記載する。

商号又は名称

所 在 地

代 表 者 名

㊟

様式第3号 (第5条関係)

工 事 費 内 訳 書

商号又は名称 \_\_\_\_\_

工 事 名 \_\_\_\_\_ 工 事 \_\_\_\_\_

工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額
※ 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 数量総括表に対応する内訳書に記入する。						

様式第4号 (第5条関係)

対象工事付近の手持工事の状況

(単位：円)

発注者	工事名	工 期	金 額
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
<p>※ 対象工事現場付近（半径10km程度）での手持工事の件名を記入し、その工事の現場が図面上で確認できること。また対象工事の位置も記入すること。</p>			

様式第5号 (第5条関係)

対象工事に関連する手持工事の状況

(単位：円)

発注者	工事名	工 期	金 額
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
※ 対象工事の同種又は同種の手持工事を記入する。			



様式第6号 (第5条関係)

契約対象工事箇所と事業所、倉庫等との関連 (地理的条件)

- 1 事業所所在地 \_\_\_\_\_
- 2 事業所資材置場 \_\_\_\_\_
- 3 施工場所 \_\_\_\_\_
- 4 事業所・資材置場と工事現場の距離 \_\_\_\_\_

事業所・資材置場と工事現場の距離が確認できる図面 (延長、位置等を記載すること。)

詳細図

様式第7号 (第5条関係)

手持資材一覧表

品名	規格・型式	単位	数量	備考

※ 手持資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材を主に記入する。

様式第8号 (第5条関係)

資材購入先一覧表

品名	数量	購入先	
		業者名	所在地
※ 購入先予定業者との関係を記入する。(例 協力会社、同族会社、資本提携会社等)			

様式第9号 (第5条関係)

手持機械一覧表

機 械 名 称 機 購 入 年	能 力	単 位	数 量	メ ー カ ー 名
※ 主に当該工事に使用する予定の手持機械の状況を記入する。				

様式第10号（第5条関係）

就 労 者 使 用 計 画

工 種	職 種	単 価	員 数	下請会社との関係、 下請会社名等
※ 単価は、労務単価を記入する。 員数は、自社就労者と下請就労者を区分し、自社就労者の員数を（    ）内に 記入する。 下請会社との関係を明記する。（同族会社）など。				

様式第11号 (第5条関係)

過去に施工した公共工事名及び発注者

発注者	工事名	工期	金額(円)	備考
※ 過去5年程度を記入する。 過去に施工した直轄工事で低入札価格制度に該当した入札の実績の案件には、備考欄に◎印を記入する。				

様式第12号 (第5条関係)

下 請 予 定 先 一 覧 表

工 種	契 約 予 定 金 額 (円)	下 請 会 社 名	下 請 所 在 地

注) 予定している一時下請先を工種ごとに記入してください。

様式第13号 (第5条関係)

施工管理、安全管理、品質管理及び下請への支払について

所在地

商号又は名称

代表者

㊦

1 施工管理

2 安全管理

3 品質管理

4 下請への支払について



様式第14号 (第5条、第6条関係)

調査結果及び意見書

課(事務所)名 \_\_\_\_\_

工事名			入札年月日	年 月 日
調査日	年 月 日～ 月 日	調査対象業者名		
A 予定価格		円	$C/A =$	%
B 調査基準価格		円	$B/A =$	%
C 入札価格		円	$C/B =$	%
調 整 項 目			事業及び契約担当者意見	
1	入札額決定理由書	(様式第2号)	落札決定  適・否	
2	工事費内訳書	(様式第3号)		
3	対象工事付近の手持工事の状況	(様式第4号)		
4	対象工事に関連する手持工事の状況	(様式第5号)		
5	契約対象工事箇所と事業所、倉庫等との関連	(様式第6号)		
6	手持資材一覧表	(様式第7号)		
7	資材購入先一覧表	(様式第8号)		
8	手持機械一覧表	(様式第9号)		
9	就労者使用計画	(様式第10号)		
10	過去に施行した公共工事及び発注者	(様式第11号)		
11	その他必要と認める書類			
契約審査会意見				
落札決定			適・否	

様式第15号 (第5条、第6条関係)

工事費積算比較表

(工事名: )

工種等	最低入札者の見積額 (a) (千円)	積算額 (b) (千円)	比率(%) (a/b)	差額 (千円)
直接工事費				
共通仮設費				
現場管理費				
一般管理費等				
工事価格	A	B		C

様式第16号 (第5条、第6条関係)

経営内容等の調査

項 目	内 容
1 経営内容	
2 経営状況	
3 信用状況	
4 公共工事の成績状況	
5 建設業法違反の有無 貸金不払の状況 下請代金の支払遅延状況等	
6 その他必要な事項	